

1975年1月合併号

〔特集①〕

# 新型コロナウイルス禍における 労働法・労働政策のあり方

後藤道夫／脇田滋／沼田雅之／細川良／道幸哲也／斎藤善久／浅倉むづ子

〔特集②〕 新型コロナウイルス禍における労働立法政策

—日本と諸外国の動向＝濱口桂一郎／丸谷浩介／  
藤本玲／川田知子／柳澤武／渡辺まどか

〔労旬70周年記念連載企画〕 最高裁判例法理の再検討⑬

パナソニックプラズマディスプレイ(パスク)事件＝有田謙司

〔研究〕 まともな労働組合の受難—全日本建設運輸連帯労組

関生支部刑事訴追裁判鑑定意見書＝熊沢誠

〔連載〕 『労旬』を読む⑬＝篠田徹

〔特集①〕

## 新型コロナウイルス禍における 労働法・労働政策のあり方

〔後藤道夫／脇田滋／沼田雅之／細川良／道幸哲也／斎藤善久／浅倉むつ子……〕

04

〔特集②〕

## 新型コロナウイルス禍における 労働立法政策——日本と諸外国の動向

〔濱口桂一郎／丸谷浩介／藤本玲／川田知子／柳澤武／渡辺まどか……〕

52

〔労旬70周年記念連載企画〕最高裁判例法理の再検討⑬パナソニックプラズマディスプレイ(バスコ)事件

〔労働者派遣と偽装請負〕有田謙司……

96

〔研究〕まともな労働組合の受難——全日本建設運輸連帯労組関生支部刑事訴追裁判鑑定意見書〔熊沢誠……〕

〔連載〕「労旬」を読む⑨3「調査研究」職場組織の構造と機能⑩東武鉄道労働組合〔12〕

〔職場民主主義〕篠田徹……

111

## スウェーデンのコロナ禍における労働政策 —学校関連の労働政策を中心に

渡辺まどか

天使大学兼任講師

### 一はじめに

スウェーデンは、北欧では最大の人口一〇三二万七五八九人の<sup>①</sup>国である。被用者数は五〇三万六一〇〇人である。

二〇二〇年一二月現在、スウェーデンでは新型コロナウイルス（以下、コロナ）第二波の中である。<sup>③</sup>

スウェーデンのコロナ対策では、いわゆる全面的ロックダウン（都市封鎖）をしてこなかつた。それに象徴されるように、移動などの人々の行動については、基本的に法律による禁止事項がない。基本的には公衆衛生庁主導で、国や地方自治体が、推薦（rekommendation）や一般的助言（allmänt råd）一般的の指針、勧告、公的助言（通達などとも訳されている）により人々に行動を促してきた。それには憲法が深く関わっている。

ただ九人以上の人々の集まりを禁止しており、これは二〇二〇年一一月に、人數を減らしてより厳しい禁止措置となつたものである。また飲

食店での夜一〇時以降の酒類提供禁止も一月から施行したが、これらの法による禁止事項は、ごくわずかな例外である。

このようにスウェーデン政府はロックダウンなどで人々の行動停止を強制してこなかつたにもかかわらず、平常時よりも増額した各種の保障など、多くの労働政策を打ち出した。

コロナ禍での景気落ち込みは他の先進諸国よりも必ずしも増大していないが、たとえば失業者に対する保障やマッチング、また多くの被用者の労働時間は短縮されているものの、この削られた労働時間への保障は充実している。そして、直接の失業や労働時間短縮に迫られなくとも、

コロナ禍ゆえに働けなくなつた者に対し、概してきめ細かな保障をしている。コロナ感染者やリスクグループに属するため予防的休暇を取つた者、そして感染した子どもの世話を休暇を取らざるをえない者などへの保障である。

失業率は二〇二〇年三月以来急激に上昇していたが、それらの政策が功を奏し、六月をピークにその後、四ヶ月連続して低下してきている。

スウェーデンを含む北欧四カ国のコロナ禍で

の基礎的経済指標や各国の対策を鳥瞰的に分析したBent Greveは、“Nordic welfare states—still standing or changed by the COVID-19 crisis?”のなかで、こう結論づけている。「北欧福祉国家では、①福祉への普遍的・包括的アプローチ、それとともに経済危機における積極的労働市場政策が特徴的である。国が強く主導し普遍的かつ、失業者や所得が減少した者に対し比較的寛容な政策をとつてゐるが、コロナ禍ではこのようないくつかの特徴が損なわれるのではなく、むしろ強化されている。②強化されていると言えば、コロナ禍で、北欧福祉国家の政策の対象範囲を社会の小さな新グループに広げたという意味でも、北欧福祉国家の特徴は強化された。それは、とくに小さな自営業者という点でである。」

いまだ世界的に、そしてスウェーデンでもコロナ禍の最中のため政策の総合的評価は避けるが、本稿では、スウェーデンにおけるコロナ禍での労働政策に焦点を当て概観する。その後、教育関連の労働政策について概説的に述べ、上記のBent Greveの鳥瞰的分析による結論に対し、事例的研究の点から、若干の論考を試みたい。そのなかでコロナ後にも影響を及ぼしうる、スウェーデンの労働政策における新たなアクターの可能性についても言及したい。

## コロナ禍の主な労働関連政策

それでは、主にスウェーデン政府内閣官房（Regeringskansliet）のホームページにある、「コロナ禍での失業者や困りごとがある者のための案内」に記載されている施策の順番に沿って、以下に主な労働関連政策を紹介しよう。最初に、「疾病時やリスクグループの休暇保障」、次に、「失業の危機にある者や失業者のため」、そして失業していない、「現在、働いている者のため」の順に概観していきたい。

### 1 疾病時やリスクグループへの補償

#### (1) 疾病給付の適用柔軟化

スウェーデンにおける疾病給付は、コロナ禍以前では、疾病休暇の初日について給与所得保障ではなく、二日目以降の保障であった。

だがコロナ感染防止のためスウェーデン政府は、「喉が痛むなどわずかでも症状がある人は自宅で療養すること」、「可能なら在宅勤務を行なうこと」を求めていた。それに伴い、コロナ禍においては初日から疾病給付することに変更された。

従前から疾病給付はそれまでの所得の八〇%以下であった。このことには変化がないが、二〇二〇年七月一日には、その疾病手当の基準額は従前の七〇〇スウェーデンクローナ（以下、

SEK）から一〇四SEK増え、八〇四SEKに引き上げられ（一スウェーデンクローナは一・七五円）、一日最高八〇四SEK受け取れることになった。<sup>⑪</sup>

この疾病給付は時期によって二つに分けられる。最初の二週間は雇用主から疾病給与（Sjuklön）を受け取れ、その後は社会保険庁（Försäkringskassan）に、疾病手当（Sjukpenning）を申請する。また雇用者がなんらかの理由で疾病手当を支払わない場合は、代わりに社会保険庁に申請する。

また、従来は疾病休暇八日目から診断書が必要であったが、コロナ禍では煩雑な手続きを避けるため、しばらく診断書が不要になり制度が柔軟化されていた。だが現在は再び必要とされている。疾病休暇の一日目が二〇二〇年一月一日よりも後、つまり一月二日以降であれば、疾病休暇一五日目から二一日目までの間に再び診断書の提出が必要である。被用者、求職者、親休暇中のいずれであっても必要である。また、疾病休暇の一日目が一月一日までの日であれば、疾病休暇一五日目から後の期日で診断書の提出が必要である。これも、被用者、求職者、親休暇中のいずれであっても必要である。<sup>⑫</sup>

#### (2) リスクグループへの保障（疾病予防補償）

コロナ感染すれば重症になる危険性が高いリスクグループの人への一時的保障であり、適用されるのは被用者もしくは事業者で、仕事を完全にまたは部分的に、感染を避けるために控え

なければならぬ場合である。<sup>⑬</sup>

SEK）から一日あたり最大八〇四SEK（税込み）、七月一日から一二月三一日までの期間のうち最大九〇〇日間分であつたが、その後、二〇二一年三月までに延長された（二〇二〇年一月一〇日現在）。申請するには診断書提出が必要である。今後、最大日数が最大九〇〇日間から最大一八〇〇日間の補償に変更される予定と、社会保険庁ホームページには記載されている。

上記二つの政策は、困っている本人が恩恵を受けるだけでなく、感染を社会に広げない役割を果たしていることも特徴である。次に、失業の危機などの場合を見てみよう。

### 2 失業の危機、またはレイオフ時

#### (1) 失業保険（a-kassan）の一時的変更

より多くの失業者が失業手当を受けられるよう、保険受給条件の変更がなされた。また、受給額も上昇した。スウェーデン政府は二〇二〇年春に失業保険制度における多くの変更を行なった。現在、二〇二一年予算（二〇二〇年一月一日からの予算）案のなかで、その変更点を二〇二二年までの二年間延長することを提案している。<sup>⑭</sup> 主な変更点は以下である。

- ① 失業手当の一時的増加
- 失業率が上昇した場合のスウェーデンの被用者と事業者およびすでに失業している人々の財

政的安全強化のために、失業手当の最初の一〇〇日間の上限額を、一日あたり九一〇SEKから一二〇〇SEKに一時的に引き上げることが決定された。この対策は二〇二〇年四月一三日から二〇二一年一月三日までの期間で適用され、または継続する六ヵ月の間に月六〇時間、または継続する六ヵ月の間に四二〇時間

かつ毎月四〇時間以上就労していれば受給条件を満たす。これらの一時的変更はできるだけ多くの者が受給できるようにするためである。

### (3) 短期レイオフ

失業手当の一日あたり七六〇SEKから一〇〇SEKに引き上げられることが提案され、二〇二〇年七月二九日から二〇二一年一月三日まで適用される。

基本額については、以前は一日あたり三六五SEKであったが、五一〇SEKに引き上げられた。この一時的変更は、二〇二〇年四月一三日から二〇二一年一月三日までの期間で適用される。就労にパートタイム期間がある人はそれに比例して金額が減額される。コロナ禍に呼応した一時的な最低レベルも決められており、一日あたり二五五SEKである。

### (2) 休眠中企業の自営業者が手当を受け取りやすくする政策

失業手当の一日以降の支給上限引き上げ基会員としての一二ヵ月が必要であったが、国会決議で、二〇二〇年三月から一二月の期間に働いていれば、働いていた一ヵ月を四ヵ月分として計算できることとした。つまり、働いて三ヵ月以内に、失業後の受給条件が満たされることになる。

また通常の受給条件では、失業前に継続する一二ヵ月の間で、六ヵ月間に月八〇時間以上、または継続する六ヵ月間に四八〇時間かつ每月五〇時間以上就労していることが必要であった。つまりこれは六ヵ月間のパートタイム労働を意味するが、次のような一時の救済に変更された。つまり、申請者は六ヵ月の間に月六〇時間、または継続する六ヵ月の間に四二〇時間

かづ毎月四〇時間以上就労していれば受給条件を満たす。これらの一時的変更はできるだけ多くの者が受給できるようにするためである。

短期レイオフにおいては、事業主が就業時間を削減とともに国が事業主に財政支援をするが、被用者はその間、給与の大部分を得られる。ただ、それには事業主と被用者の合意がなければならない。

失業手当の一日以降の支給上限引き上げ基会員としての一二ヵ月が必要であったが、国会決議で、二〇二〇年三月から一二月の期間に働いていれば、働いていた一ヵ月を四ヵ月分として計算できることとした。つまり、働いて三ヵ月以内に、失業後の受給条件が満たされることになる。

従来の制度では、起業家（自営業者）は、活動が最終的に停止したときにのみ失業給付を受けれる権利がある。そして起業家が事業を休眠させた際、通常の規則によれば、失業したと認められるためには五年の休眠期間が必要であり、五年を経なければ失業給付を受け取ることができなかつた。

だがコロナ禍で政府は、以前なら企業が休眠している期間（失業手当を受けられない期間）と見なされた期間にでも失業手当を受け取れるようにした。この変更で二〇二〇年中に行なわれた活動の中止には上記の五年ルールが適用されず、起業家が失業手当を受給できることになつてている。

### (4) 解雇予告された者、短期レイオフされた者への能力開発のためのイニシアティブ

EUからの支援金二億九八〇〇万SEKが、解雇予告された者、とりわけ短期レイオフの人々の能力開発のために割り当てられることが決定された。従来スウェーデンにおいては、通常は、解雇予告されても実際に解雇に結びつく人は少ないと言っていたが、現在は、解雇予告を受けた五人に一人が実際に解雇されている状況である。

失業者、時短せざるをえないときの保障、解雇予告された者、短期レイオフされた者、それぞれにきめ細かな手当をしている。(3)では例も紹介したが、その事例では、働いているのがたつ週二日にもかかわらず、九二・五%の給与

## 労働時間短縮のためのコスト配分

レベル	労働時間の短縮	賃金削減	雇用者	国	雇用主の削減された賃金コスト
1	20	4%	1%	15%	19%
2	40	6%	4%	30%	36%
3	60	7.5%	7.5%	45%	53%
4*	80	12%	8%	60%	72%

スウェーデン財務省 (Finansdepartementet) 情報からの表 (Regeringskansliet) より  
<https://www.regeringen.se/artiklar/2020/03/om-forslaget-korttidspermittering/>

を得られている。したがってこの政策には高い満足度の声が聞かれる。

また、(2)の自営業者向けの政策は、後に述べるよう、北欧福祉国家の特徴を語るうえで大きな変化と捉えられる項目である。

次に、求職者または修学希望者に向けての政策を見てみよう。

### 3 求職者または就学希望者向け

#### (1) 新たな労働市場政策プログラムに拠出金

新たな労働市場開拓や労働市場政策プログラムなどを実行するため、政府は二〇二〇年春の修正予算で一八億七〇〇〇万SEKの拠出金を、労働市場から離れている人々のための早期介入、

具体的には労働市場に適応するための職業教育など、失業者のためのより多くの労働市場政策イニシアチブのために準備している。

(2) 新たな起業のためのサポートなどの延長

再度の失業を防止するため、政府は、スタートアップへのサポートを最長一二ヵ月延長し、また新たな起業のための支援を六ヵ月から一二ヵ月に延長する。

(3) 夏期バケーション時の仕事と若者の仕事へ  
**二億八〇〇〇万SEK**

若者の労働市場への参入の機会を改善するため、政府は二〇二〇年後半で一億SEKを、自治体が夏期に若者への雇用創出施策に使用す

ることとし、二〇二一年には同様の目的で一億八〇〇〇万SEKを確保し、自治体に資金を分配することとしている。これは各自治体で計画されている事業投資を補完する投資である。主に自治体が事業主となり、自治体活動の給与として使用される。一部は、夏期休暇時の仕事を手配するための自治体の管理費に使用できる。

この事業は、九年制を修了した若者<sup>(23)</sup>、高等中等教育を終了した若者、同年に高等中等教育を終了した若者および地方自治体の活動責任の枠内で対象とされる若者に適用される。自治体は何よりも自分たちの力だけでは夏期の仕事を得られる機会に乏しい若者に目を向け、適用すべきとされる。

地方自治体連盟 (Sveriges Kommuner och Regioner, SKR) のホームページ<sup>(24)</sup>には、自治体職員が、どのように、まだどの程度の支援金を若者の夏の雇用創出のために受けられるか、そしてターゲットはどのような若者か (仕事を見つけるのが困難な障害を持つ若者や難民・移民の若者が優先されるべきなど)、コロナ禍との関わり、支払いなどの主なポイントが書かれており、そのサイトからすぐに質問を国の担当者にできる仕組みが工夫されている。

#### (4) 自然に近い仕事などグリーン産業のために **資金確保**

コロナ危機後の失業を緩和するため、二〇二〇年中に一億五〇〇〇万SEKが自然と森林管

理関連事業のために確保される。これは、短期間の職業教育でも実行できる自然に近い仕事であり、スタッフが不足している分野である。今日、重要なにもかかわらず充分にされていない仕事の一つであり、また熟練技術を身につける分野である。労働市場から距離を置いていた人々のため、全国六〇八カ所が準備されている。

#### (5) グリーン産業に失業者をマッチング

他国からの季節労働者が欠乏している現在、グリーン産業に政府は一一〇〇万SEKを、グリーン産業に失業者をマッチングさせるために投資している。

#### (6) 大学教育の枠の増員、大学教育を受けられる場所や遠隔教育の充実など

大学教育機会を増加させるため、多くの場所が増設されている。一方、夏期コースなどが失業者の学ぶ機会を得られるよう増設された。また、この危機に遭つてスウェーデンは、教育機会の充実によって救われるという考え方のもと、二〇二〇年中に九三三〇〇人、二〇二一年に六六〇〇人の学生を増やす予定である。二〇二〇年には六億八三〇〇万SEK、二〇二一年にはさらに八億六二〇〇万SEKが投資される。そして夏期コースに多くの失業者などが参加でき早期に学べるよう、六〇〇〇人分のコースを設ける。

看護教育や技術教育を受ける人数を増加させ

るため、二〇二〇年中に二〇〇〇人枠を広め、二〇二一年中に四〇〇〇人枠をさらに設ける。

#### (7) 職業教育の機会を国中で

地方職業教育基金が増設され、同時に補助的に国の教育基金が増設される。職業能力開発大学校や新コース、実験的コースが増設され、国民学校が国の基金により拡張され、遠隔授業が改善される。

この項目では、スウェーデンが、新たに推進するグリーン関連産業分野への労働移動や、国民を教育することによる積極的労働市場政策を、コロナ政策でも推進していることがわかる。また後述するように、新たな起業へのサポートがあることもやはり、北欧福祉国家の特徴が拡大されている側面と思われる。それでは次に、現在働いている者のための政策を見てみよう。

#### 4 現在、働いている者のため

##### (1) 奨学金受給条件の所得上限を超えた

##### (2) 医療系学生の適用除外の廃止

主に医療系学生が学びながら働き、その所得が所得上限を超えてしまえば、従来は奨学金が対象外になり受給できなかつた。上限以上になつても働きづければ、無料で働くことになつてしまふ。つまり、コロナ禍の過酷な医療現場で医療系学生が懸命に働きサポートしていくにもかかわらず、報奨金も受けられず逆に奨学金がカットされてしまう。そのような状況

に、「このままでは制度によって間違つたメッセージを世に送ってしまう。」との議論が起こり、この奨学金適用除外が二〇二〇年内は一時廃止された。それまでは、一学期につき九万六二四SEKが上限で、それ以上稼げば奨学金やローンを受けることが難しかつた。

##### (2) 高齢者ケア従事者の待遇改善

高齢者ケアに従事する者が増加し、ケアの仕事がより魅力的になるような奨励事業を導入した。つまり、高齢者ケアにおける被用者が勤務時間中に有給で研修を受けられるようになつた。これにより、より多くの被用者が正社員になれると財務省プレス・リリースで述べられている。希望する者は、働きながら有給で、介護従事者（*vårdbiträde*）、副看護師（*undersköterska*）による訓練が受けられる。勉学による被用者の休暇時間は国が資金供給する。この高齢者ケア強化への国による投資は歴史上最高額の投資であると、社会庁のプレス・リリースにも記載されている。

二〇二一年度予算で政府は高齢者ケア強化のためコミューン（日本の市町村に相当する）に四〇億SEKの補助金を拠出し、同時に高齢者ケア従事者の待遇改善に一七億SEKの補助金を追加する。コロナ禍以前から予定されていた高齢者ケア奨励事業と合算すれば、二〇二一年にコミューンが高齢者ケア分野で受ける額は七四億SEKである。

これらは地方自治体連盟や自治労働組合

(Kommunal) が提供する一万人規模の研修にも則している。

### (3) 臨時親給付の拡大

学校活動の停止により子どもの世話のため休業せねばならない親は、臨時親給付 (Hilfsgeld föräldrapenning) を得られる。二〇二〇年四月二三日にスウェーデン政府はこれを決定した。

たとえば就学前学校や小学校が感染制限対策として休校になる場合、子どもの世話のため所得を得る仕事を控える必要がある親は、この拡大版臨時親給付を得られる。このような場合、親は従前の約九〇%の額を、臨時親給付として受けられる。

教育法に規定されている、その親の子どもが通常参加している活動がコロナ感染による一定の状況に陥り停止される状況であれば、適用される。その場合、もしその学校が閉鎖され学生・生徒が遠隔授業を受けていても、親が子どもたちの世話をできないならば、臨時親給付を受けられる。

ただ、子どもが一二歳～六歳であれば、その子どもの世話の必要性を証明するためには医師の診断書が必要という例外規定を設けている。政府の行政機関ホームページにある、臨時親給付に関する質疑応答 (Q & A) 集によれば、学校活動が中止された理由は、適用の条件について重要であり、受給の有無に関わってくる。たとえば、スウェーデン公衆衛生庁の推奨によつて感染コントロール医師との協議の末に校長

が活動を中止するなどの状況であれば適用になる。

教育に関するどのような活動が停止された時に適用されるのだろうか。それは、教育法に掲げられる教育やその他の活動であり、就学前学校、家族ディケアセンター、義務教育学校、特別学校、学童保育などが挙げられる。

この「4 現在、働いている者のため」の項目、つまり医療者、介護者、学校休校時の親それぞれに、給付のみならず「あなたの仕事は社会的にも大切だ」というメッセージを送る効果があると思われる。普遍的で比較的の寛容な北欧福祉国家の特徴が、さらに助長されていると言えよう。

以上、スウェーデンのコロナ禍における労働政策を概観してきたが、改めて、スウェーデンでは、大学など学校の授業や夏期コースなどでは全体的にきめ細かで手厚い保障などの政策が見られ、北欧福祉国家の特徴を通常にも増して発揮していることがわかる。さらに、起業家やフリーランスにも配慮し大幅に救済する政策を実施している。つまり、Bent Greve らが言うように、「その適用範囲を広げ、社会に対する役割の範囲を広げている。」

では次に、スウェーデンに特徴的と思われる教育関連での労働政策に若干焦点を当てたい。

## 三 コロナ禍における学校関連の労働政策的特徴

スウェーデンでは、教育や訓練などを通じ、

労働移動による雇用維持に従来から積極的に取り組んできた。つまり積極的労働市場政策に取り組んできた。<sup>24)</sup> したがって必然的にコロナ禍においても、労働政策と教育の場は切り離せない関係にあるが、ここではコロナ禍における教育関連の三政策を通じ、スウェーデンにおける特徴を検証したい。

### 1 労働政策として進学へ誘導

二(3)(6)にあるとおり、コロナ禍でスウェーデンでは、大学など学校の授業や夏期コースなどを国の方針として増加し充実させた。失業者などを学生へと誘導する政策である。スウェーデンでは元來、医学部を含め教育は無料であり、

年齢等関係なく応募できる。しかも生活の保証もあるので、コロナ禍では非常に進学を希望する人数が増加した。

この政策で失業者は学力だけでなく、より高い学位など就職に有利な条件を身につけられる。国としては失業者に基礎学力や就職に有利な技術などを身につけさせ、労働移動しやすくできる。二で述べた進学政策などにより、どのように応募者や入学確定者が増加したかお伝えしたい。

#### (1) 応募者も受け入れ枠も増加

スウェーデンの新入学シーズンは秋だが、二〇二〇年秋入学へは実際、約四五万三千〇〇〇人がより高度な教育に応募した。去年秋に比較して約一三%増である。

そのうち、約三〇万七〇〇〇人が大学に入学を許可された。そして去年に比べ遠隔授業枠が二〇%以上増加した。

スウェーデン高等教育評議会（Universitets-och högskolerådet 以下、UHR）が各大学などとキャンペーンを行なつていたことも功を奏したかも知れないとUHRは述べている。<sup>(39)</sup>

### (2) 医療系への希望者増

コロナ禍で医療者への関心が高まつたため、副看護師コースへの希望は去年に比べ、三四%の約五二〇〇人増加し、医学部への応募が二六%、生化学分析研究への応募が一二%増加した。

### (3) 若者だけでなく、全年齢で増加

また、全年齢を通じて進学への応募人数増加が見られたが、なかでも一九歳以下の応募が増加した。当該年齢の約三万四九〇〇人が二〇二〇年秋の大学入学に応募し、それは去年秋に比較して二八%、七七〇〇人増である。二五〇三四年では、去年秋の一二万三〇〇〇人に比べ一五%増で、二〇二〇年秋には一四万一〇〇〇人が応募した。<sup>(39)</sup>

このように労働政策として進学へ誘導している政策は、コロナ禍においてスウェーデンの積極的労働市場政策が拡張されている一つの例であると思われる。二三の(1)や(6)、(7)の対策が、コロナ禍における教育への移動に結びついていふと思われる。

では次に、スウェーデンにおいては休校を回避したことが労働政策でもあつたことを述べたい。

## 2 労働政策としての一斉休校の回避

スウェーデンでは二〇二〇年三月、議論の末、他国とは逆に学校を休校しない対策を選択した。<sup>(39)</sup> 第一波においては他国ではほぼ皆無の政策であり、世界からの批判の一つとなつたことは周知のとおりである。

ここでは一斉休校の回避への決定や国民への発表過程を辿りながら、この政策がスウェーデンにおいては子どもの権利に勝るとも劣らず、労働政策としても大きく理由付けされてきたことを明らかにしたい。そして、この労働政策の決定過程で、大きく新たなアクターが影響を及ぼしていることに言及したい。

二〇二〇年三月、歐州各国がすべて一斉休校したなか、スウェーデンはその決定をしていなかつた。

そのようななか、まず三月一二日、公衆衛生庁（Folkhälsomyndigheten）が記者会見で、「他国と状況が違うため、スウェーデンでは休校は適切ではない。」と発言した。また、公衆衛生府の国家疫学者 Anders Tegnell（アンデシュ・テグネル）は、その記者会見後、「休校が感染拡大へ及ぼす効果が疑わしいことは多くの研究で明らかで、一斉休校すれば、同時に医療介護労働者が働けなくなってしまう。医療者や介護者たちからは、一斉休校すれば多くの関係者が

いなくなるので大変心配だと聞いている。」と発言した。

同日午後、教育大臣 Anna Ekström（アンナ・イエクストレーム）が、学校長たちや教育関係者たちと会合を持った。その目的は、「現在状況が学校運営に及ぼしている影響や今後の対策を話し合う」ためであつた。

そして同日夜に、教育大臣は記者会見を開き、前述の公衆衛生府の発言を受けた形で、「一斉休校は少なくとも表面はしない。一斉休校では感染の減少をさらに困難にする。」と発言した。また、「その代わり、各学校が独自にコロナ対策活動を採用しやすいよう学校長に権限を与える決定を明日一二日にする。」と発言した。<sup>(39)</sup>

そのとおりに翌日一二日、一定の感染時の学校における教育政令（Förordning (2020:115) om utbildning på skolorna och annan pedagogisk verksamhet vid spridning av viss smitta）が制定された。また、スウェーデン政府内閣官房はホームページに、「感染防止のために必要だと公衆衛生庁が感染コントロール担当医師に認められれば、各学校が単体で休校や遠隔授業にすることを決めることができる。」とするこの政令による臨時措置の例を掲載した。そして、この政令でまた、必要であればスウェーデン全土の学校が一斉休校することも可能になった。この臨時措置は三月一六日から施行されたとした。

その後三月一七日、Stefan Löfven（ステファン・ローベーン）首相が記者会見で、高校・大学・成人教育（komvux）は閉鎖し遠隔学習に移

行することを推奨、小学校・就学前学校の一斉休校は決められていないが必要であれば柔軟に検討に入ることを明言した。<sup>(2)</sup>

三月一九日、改めて国会で、非常事態時において学校・就学前学校の休校を可能とする法案が可決された。上述のように全国で校長たちが一斉休校をできる政令に対し、今度は政府がスウェーデン中の学校を一斉休校できるようになった。<sup>(3)</sup>一斉休校のための柔軟な法整備をしたのである。

三月二〇日、上記の法、平和時における異常事態の場合に学校敷地内での活動の一時的閉鎖に対処する法 (Lag om tillfällig stängning av verksamheter på skolorområdet vid extraordnära händelser i fredstid, SFS-nummer 2020:148 Publicerad 2020-03-20)<sup>(4)</sup> が公布された。そして同日下午の記者会見では、いざという時の法整備はしたが少なくとも当面は一斉休校しないという内容が、公衆衛生庁、教育大臣、内務大臣 (inrikesminister)、市民緊急事態庁 (Myndigheten för samhällsskydd och beredskap) による生の記者会見の映像で、改めて国民に伝えられた。高校以上の学校や各種専門学校などはすでにこの時、遠隔授業に移行していた。

法整備はしたが、既述のように一斉休校しない最たる理由については、教育大臣は、社会機能にもっとも重要な職に就く母親や父親が仕事に行けなくなることを強調している。非常時とはいえ、労働の場の確保を、教育大臣が強く求めたのだった。そしてその伏線は、すでに述べたように最初の公衆衛生庁による二二日の発表であった。

他の理由としては、休校しないことにより子どもが教育を受ける権利を重視するからと説明され、さらに注目された点が、家庭内暴力などに曝されている一部の子どもの危機であった。脆弱な家庭環境の子どもにとり命綱である学校の休校は避けるべきという議論であった。

もっとも重視された労働の確保に戻ろう。公衆衛生庁や教育大臣は、とくに、社会機能的に不可欠な職種の労働者が働けなくなることを懸念していた。スウェーデンではほとんど専業主婦がいないこともあり、実際、医療従事者は一〇%、介護従事者に至っては、もし就学前学校や小学校が閉鎖されれば、スウェーデン全土の三分の一もが仕事を休まざるを得なかつた。

二〇二〇年一二月中旬の現在、スウェーデンでは第二波の最中だが、小中学生は登校している。第一波の時とほぼ同じ理由からである。クリスマス以降に休校する可能性もあると教育大臣は言及したが、少なくともそれまでは一斉休校を行なわない方針である。

さて、一斉休校をしない決定過程を概観したが、そこで特徴的と思われることがあるだろうか。筆者は改めて、以下の二点を挙げたい。

第一に、一斉休校は一見、教育分野に限つた事象と思われがちであるが、スウェーデンにおいては、労働を根本的に支える目的とも認識されていた。

第二に、労働政策に、公衆衛生庁が先頭を切

つて発言し、この場合のように意思決定や国民への発表にも深く関わるアクターである場合がありうると判明した。

次は、学校教員らが公衆衛生庁主導の政策に要求を出し政策化された案件について見てみよう。

### 3 労働環境のために公衆衛生庁が推奨へ

二〇二〇年春の第一波では、たとえ生徒が同居している誰かが感染しても、生徒は就学前学校や小学校に登校していた。

ただ、家の誰かが感染している子どもは、学校教員にとつては非常に緊張をもたらす存在であることもわかつてきた。時とともに多くの教員がコロナ感染し、その教員らが、感染経路追跡の証拠はないものの、仕事場である学校で感染したと主張してきたのだった。公衆衛生庁は現在も、「子どもが人に感染させる力は非常に少ない」と記者会見で強調しているが、教員らの要求を受け、公衆衛生庁が推奨事項として、一緒に住む誰かがコロナ感染した場合、その子どもは学校に行かず家で過ごすべきである」とを二〇二〇年一二月一日に制定した。

また、スウェーデン教員組合 (Lärarförbundet, LF) はこの決定を歓迎し、「非常に重要な対策であり教員が教育に専念できる。」と歓迎している。

冒頭で説明したとおり推奨 (rekommendation) は、罰則などはないものの、人々が守るべき事柄として定められている。この推奨は教

員の懸念や緊張を和らげるものである、と公衆衛生庁の担当官 Britta Björkholm（ブリッタ・ビヨークホルム）は述べている。<sup>(5)</sup>

発表記者会見では教育大臣が、「こう質問に答えていた。「(+)の政策は教員を守るためだが、それはひいては子どもを守るためにある。」

健康な子どもが自宅待機になると、教育を受けられないというデメリットはある。しかし公衆衛生庁や教育大臣は、教員からの要求を受けバランスを取つたと思われる。

この案件でも公衆衛生庁が要求を受け付け、教育大臣と協議し、公衆衛生庁が推奨事項を制定し、国民に教育大臣とともに発表した。学校教員の労働環境のために公衆衛生庁が推奨へ動いたのである。ここからも、労働政策に対しこロナ禍では新たに公衆衛生庁が甚大なる存在のアクターであることが判明した。

それでは、その公衆衛生庁に関して、二〇一九年制定された新たな政策枠組みについて若干説明したい。

#### 図 公衆衛生庁の「良き平等な健康」政策枠組み

実は、スウェーデンでは二〇一八年、Prop. 2017/18:249 God och jämlik hälsa – en utvecklad folkhälsopolitik（良き平等な健康－発展的公衆衛生政策）という国的新たな公衆衛生の政策枠組みや目標が制定され、二〇一九年には公衆衛生庁は国この「良き平等な健康」という目標

達成のためのサポートに取りかかることが決定された。具体的には二〇二一年から、この計画が実行されることになっている。

そのターゲット分野の広さをざっと覗いたきたい。以下の八分野である。

## 五 おわりに

幼少期の生育  
知識、技能、教育  
労働、労働条件および労働環境  
収入と生計  
住居や地域環境  
生活習慣

制御、影響力、参加  
平等で健康を促進するヘルスケア

このように、ターゲットは実に広く、労働、労働条件および労働環境も含まれる。スウェーデンでは元来、労働政策、労働条件についての決まりについては、基本的には労使間で行なわれてきた。そして労使交渉・共同決定や労働協約がその中核と位置づけられてきた。

だがとくに三で述べたようなコロナ禍における公衆衛生庁のコーディネート力や率先力の強さ、そして上記のような来年からの政策目標を鑑みると、労使間の決まり事項とされてきた事象に対して今後、コロナ後においても、公衆衛生の影響が及んでいくとも考えられるのではないか。

上記の Bent Grebe の結論を、本稿の事例的研究の視点と照合してみよう。

①についてスウェーデンの労働政策から見た場合、二で概観した政策・給付等の額の多さや包括的にさまざまな政策があること、また三の学校関連の労働政策事例から、北欧福祉国家の特徴が強化されたのは明らかである。

②に関しては Bent Grebe は、「従来、小商店オーナーや美・理容室、フリーランサーなどの自営業者（self-employed）は福祉国家の典型的な範囲外であった。だが、コロナ禍は、新たなグループが適用されたほうが多いと考慮された、初の一歩になるかも知れない。」と述べて

冒頭に挙げたように、Bent Grebe はコロナ禍における北欧福祉国家の特徴について次のよう結論づけている。「北欧福祉国家では、①福祉への普遍的・包括的アプローチ、それともに経済危機における積極的労働市場政策が特徴的である。国が強く主導し普遍的かつ、失業者や所得が減少した者に対し比較的寛容な政策をとっているが、コロナ禍ではこのような鍵となる特徴が薄れるのではなく、むしろ強化されている。②コロナ禍で、北欧福祉国家の政策の対象範囲を社会の小さな新グループに広げたという意味でも、北欧福祉国家の特徴は強化された。それはとくに小さな自営業者という点である。」

い。

これに関しては本稿では二(2)「休眠中企業の自営業者が手当を受け取りやすくする政策」が該当する。)のように、本稿で具体的に挙げた政策で、②のように、スウェーデンにおいて具体的に、北欧福祉国家的対象範囲が広がつていふ」とがわかる。

Bent Greve らは経済指標、社会的経済的状況、北欧各国の対策から鳥瞰的に分析し、上記の結論を得たが、本稿はその分析結果を、スウェーデンの労働政策の事例的見地から裏付けた。

わいに本稿では、Bent Greve らの結論はわいに踏み込んで次のように述べたい。スウェーデンでは、Bent Greve らが述べたことに加えて実は、労働政策決定過程で新たに公衆衛生省という影響力の高いアクターが出現した。本稿の事例では、公衆衛生省は労働政策の他のアクターたちを率先してコーディネートし政策を打ち出したことが判明した。つまり、すでに述べたように従来、スウェーデンにおける労働政策では労使間の協約が重きをなしてきたが、そこに新たなアクターとして公衆衛生省が今後、加わることがありうる。アクターが増える)によつて多様な意見が反映される政策は、基本的に、北欧福祉国家の特徴を助長していると言えよべ。 Bent Greve らはアクターについては言及していなうが、重要な変化ではないだらうか。

ノウしてスウェーデンの労働政策は、コロナ禍という非常時に、北欧福祉国家の特徴を損なう」となくむしろ拡大するアプローチを取つて

あた。その恩恵もあつてか現在、第二波の最中にかかわらず、労働政策を含めたスウェーデンの政策への国民からの信頼は、六五%と変わらず高い。

改めて、結論は以下である。スウェーデンのコロナ禍における労働政策では、北欧福祉国家の特徴は薄れる)となく強化された。労働政策決定過程におけるアクターの点からわい、スウェーデンにおいては、公衆衛生省とこう新たなアクターが増え、北欧福祉国家の特徴は強化されたと思われる。

そうしたなかでの労働政策におけるメリットやデメリット、長期的にどのような変化がおもてくるのかなど、新たな研究が望まれる。

members&pnspespid=grB.tahAAg6NvlsyYL7NeWkH8i  
DzDkDXJFV1B8)

(4) 憲法などその背景や理由の詳細については以下の拙稿を参照されたい(渡辺まどか「信頼を資産とするスウェーデンのコロナ対策——その背景・経過・特徴」科学一〇五号(岩波書店、二〇二〇年))。

(5) Svt nyheter: Regeringen: *Max åtta personer tillåtna vid sannmarkomster* (<https://www.svt.se/nyheter/inrikes/loven-det-kravas-mer-av-forbud-for-att-fa-med-kurvan>) (二〇二〇年一月二五日参照)

(6) ベンハーフトの主要銀行の一〇、の日本が発表した二〇二〇会計年度の第2四半期 GDP 推移では、日本やフィンランド等数カ国を除いた各国に比べ、前年比マイナス八・五%であった(<https://research.sebgroup.com/macro-ficc/reports/10693?fbclid=IwARZ9n80m6GJrH4ONmExphvEcKBKov5WZ6pqbjlvOSKDRyPEE5UrnQbhJuE>) (二〇二〇年一月二九日参照)。

(7) わいの二〇一五年をピーケにスウェーデンは、難民を人口あたり世界最大レベルの比率で受け入れた影響が大きく、近年の失業率は高い推移であったところにコロナ禍が到来した。二〇二〇年一〇月失業率は七・八%であり、これは二〇一九年一〇月の失業率が一・八%の増加である。 SCB: *Labour Force Surveys (LFS), October 2020* confirms ([https://www.thelocal.se/20201113/today-in-sweden-a-round-up-of-the-latest-news-on-friday-2020113?utm\\_source=piano&utm\\_medium=email&utm\\_campaign=213&pcc=newsletter\\_wk1](https://www.thelocal.se/20201113/today-in-sweden-a-round-up-of-the-latest-news-on-friday-2020113?utm_source=piano&utm_medium=email&utm_campaign=213&pcc=newsletter_wk1))



- (36) Socialstyrelsen: *Historisk budgatsatsning för en starkt förearbetesommararbete* 2020.32832.html ( | | □ | ○ □ 参照)
- (37) Utbildningsdepartementet: *Förbättrade möjligheter till utbildning ska hjälpa Sverige genom krisen* (<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/03/www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/03/forbattrade-mojoigheter-till-utbildning-ska-hjalpa-sverige-genom-krisen/>) ( | | □ | ○ □ 参照)
- (38) | | ○ | | | 姉妹夫婦の妊娠は、ばれねないから、決定された。スウェーデン在住で北海道東海大学名譽教授の川崎一彦氏から情報をいただいた。
- SverigesRadio: Regeringen: Ännu inget beslut om sloop frivelopp ([https://sverigesradio.se/sida/artikel.aspx?programid=83&artikel=7616076&fbcId=wAR2eW8ZLPd9FA-X-DBDFIDA-Sdc\\_k5dgqZQZapdZFRhyRQC8sysNsOc8bXc](https://sverigesradio.se/sida/artikel.aspx?programid=83&artikel=7616076&fbcId=wAR2eW8ZLPd9FA-X-DBDFIDA-Sdc_k5dgqZQZapdZFRhyRQC8sysNsOc8bXc)) ( | | ○ | | ○ | | □ | ○ □ 参照)
- (39) SverigesRadio: *Friveloppet avskaffas – ska underlättas för vårdstuderter* (<https://sverigesradio.se/sida/artikel.aspx?programid=83&artikel=7440963>) ( | | ○ | | ○ | | | □ | □ 参照)
- (40) Finansdepartementet: *Nya åtgärder för att stärka äldreomsorgen och vården under coronakrisen* (<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/05/nyanlagder-for-att-starka-aldreomsorgen-och-varden-under-coronakrisen/>) ( | | ○ | | ○ | | □ | ○ □ 参照)
- (41) Universitets- och högskolerådet(UHR): *Rekordmånga anmälda till hogskolan i hastighet april 2020* (<https://www.uhr.se/om-uhr/nyheter/inrikes/annmlda-till-hogskolan-i-hastighet-april-2020>) ( | | ○ | | ○ | | | □ 参照)
- (42) Universitets- och högskolerådet(UHR): *Rekordmånga anmälda till hogskolan i hastighet april 2020* ([https://www.uhr.se/om-uhr/nyheter/pressmeddelanden/2020-04/www.uhr.se/om-uhr/nyheter/pressmeddelanden/2020-04/www.uhr.se/om-uhr/nyheter/pressmeddelanden/2020-04/host/](https://www.uhr.se/om-uhr/nyheter/pressmeddelanden/2020-04/www.uhr.se/om-uhr/nyheter/pressmeddelanden/2020-04/www.uhr.se/om-uhr/nyheter/pressmeddelanden/2020-04/www.uhr.se/om-uhr/nyheter/pressmeddelanden/2020-04/host/)) ( | | ○ | | ○ | | | □ 参照)
- (43) 介護従事者 (vårdbiträde 訓練経験ある) 介護士・副看護師 (undersköterska 日本の准看護師 より広範な医療技術を持つが正看護師ではなく看護師)。
- (44) Socialstyrelsen: *Historisk budgatsatsning för en starkt förearbetesommararbete* 2020.32832.html ( | | □ | ○ □ 参照)
- (45) Peter Ålestim: *Regeringen: Inga stängningar av skolor*; Svenska Dagbladet 2020.3.13. (<https://www.svd.se/regeringen-inga-stangningar-av-skolor>) ( | | ○ | | ○ | | | □ | □ 参照)
- (46) Sveriges Riksdag: *Förordning (2020-115) om utbildning på skolområdet och annan pedagogisk verksamhet vid spridning av viss smitta i område SFS 2020-957* ([https://www.riksunden.se/svdokument/lagar/dokument/svensk-forfattningsssamling/förordning-202015-om-utbildning-i-issa\\_sfs-202015](https://www.riksunden.se/svdokument/lagar/dokument/svensk-forfattningsssamling/förordning-202015-om-utbildning-i-issa_sfs-202015)) ( | | ○ | | ○ | | | □ | □ 参照)
- (47) 勤労省: *如Region (日本の県に該当する、医療や福祉に係る地方自治体) に所属する専門医師を認定する。*
- (48) Regeringskansliet: *Sveriges skolor får bättre möjligheter att hantera effekter av coronaviruset* Publicerad 13 mars 2020. 2020 (<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/03/sveriges-skolor-far-battre-mojoigheter-att-hantera-effekter-av-coronaviruset/>) ( | | ○ | | | □ | □ 参照)
- (49) Dagens Nyheter: *Gymnasier och högskolor övergår till fjärrundervisning* UPPDATERAD 2020-03-17 PUBLICERAD 2020-03-17 (<https://www.dn.se/nyheter/sverige/fjarrutbildning-for-gymnasier-och-hogskolor/>) ( | | ○ | | | □ | □ 参照)
- (50) Regeringskansliet: *Ny lag gör det möjligt för regeringen att stänga skolorna* Publicerad 19 mars 2020. (<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/03/ny-lag-gor-det-mojoigt-for-regeringen-att-stanga-skolorna/>) ( | | ○ | | ○ | | | □ | □ 参照)

「～」がある。また、児童・生徒が口呼吸や感覚を遮られることの理由や希望して学校を休む例もある。

(38) Peter Ålestim: *Regeringen: Inga stängningar av skolor*; Svenska Dagbladet 2020.3.13. (<https://www.svd.se/regeringen-inga-stangningar-av-skolor>) ( | | ○ | | ○ | | | □ | □ 参照)

(39) Socialstyrelsen: *Historisk budgatsatsning för en starkt förearbetesommararbete* 2020.32832.html ( | | □ | ○ □ 参照)

(40) Utbildningsdepartementet: *Förbättrade möjligheter till utbildning ska hjälpa Sverige genom krisen* (<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/03/www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/03/forbattrade-mojoigheter-till-utbildning-ska-hjalpa-sverige-genom-krisen/>) ( | | □ | ○ □ 参照)

(41) Sveriges Riksdag: *Förordning (2020-115) om utbildning på skolområdet och annan pedagogisk verksamhet vid spridning av viss smitta i område SFS 2020-957* ([https://www.riksunden.se/svdokument/lagar/dokument/svensk-forfattningsssamling/förordning-202015-om-utbildning-i-issa\\_sfs-202015](https://www.riksunden.se/svdokument/lagar/dokument/svensk-forfattningsssamling/förordning-202015-om-utbildning-i-issa_sfs-202015)) ( | | ○ | | ○ | | | □ | □ 参照)

(42) 勤労省: *如Region (日本の県に該当する、医療や福祉に係る地方自治体) に所属する専門医師を認定する。*

(43) Regeringskansliet: *Sveriges skolor får bättre möjligheter att hantera effekter av coronaviruset* Publicerad 13 mars 2020. 2020 (<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/03/sveriges-skolor-far-battre-mojoigheter-att-hantera-effekter-av-coronaviruset/>) ( | | ○ | | | □ | □ 参照)

No.1975+76 2021.1.25  
◎特集②／新型コロナウイルス禍における労働立法政策—日本と諸外国の動向

- (44) Svensk författningsamling: Lag om tillfällig stängning av verksamheter på skolområdet vid extraordnära händelser i fredstid SFS-nummer2020:148Publicerad2020-03-20 (<https://svenskförfattningsamling.se/doc/2020/48.html>) (110110番 | 国立参照)
- (45) Jönköpings Posten: *Inte aktuellt stänga skolor och förskolor* *Coronaviruset 2020* (<https://www.wjp.se/artikel/inte-aktuellt-stanga-skolor-och-dagis/>) (110110番 | 国立参照)
- (46) ドル・スカルモー議長の講話: Kris för utsatta barn om skolor stänger: "Riktigt illa" (<https://www.expressen.se/kvalsposten/kris-for-utsatta-barn-om-skolor-stanger-riktigt-illa/>) (110110番 | 国立参照)
- (47) 以下に示す通り、医療者が勤むべきなる試算が示された。同三経子「春癆【前編】」ペウホーネー式新型コロナ対策の「真実」Medical Tribune (110110年)。
- (48) ベトナム統計庁の資料によれば、就学前の子供の90%以上は就学前学校に通ひ、それが、就学前学校と小学校を閉鎖した場合、○～11歳の子どもがいる介護従事者11万500人以上(全介護従事者の約三分の一)が影響を受けやうとが予測された。Statistics Sweden: *Skolstängning kan påverka 115 000 värdenställda* (<https://www.scb.se/om-scb/nyheter-och-pressmeddelanden/skolstängning-kan-påverka-115-000-värdenställda/>) (110110番 | 国立参照)
- (49) ベトナムホーム県(Region Stockholm)ドザー、11歳から十五歳の生徒が初めて、コロナ禍緩和の
- たる遠隔授業で11月1日から毎日のように踏み切る推奨を出しゃ決断を11月11日午後1時20分→した。The Local: *Stockholm sluts schools for 13- to 15-year-olds for first time due to coronavirus* 11 December 2020 ([https://www.thelocal.se/2020/12/11/stockholm-sluts-schools-to-13-to-15-year-old-for-first-time?utm\\_source=piano&utm\\_medium=email&utm\\_campaign=213&ipcc=newsletter\\_members&prespid=med9PUEGwmNmGuCe9YirenxvFqLbHfQf9cw](https://www.thelocal.se/2020/12/11/stockholm-sluts-schools-to-13-to-15-year-old-for-first-time?utm_source=piano&utm_medium=email&utm_campaign=213&ipcc=newsletter_members&prespid=med9PUEGwmNmGuCe9YirenxvFqLbHfQf9cw)) (110110番 | 国立参照)
- (50) Sofia Clason: *Ministern: Skolorna kan stängas efter jul* 2020.11.15. [expressen.se/nyheter/coronaviruset/ministern-skolorna-kan-stangas-efter-jul/](https://expressen.se/nyheter/coronaviruset/ministern-skolorna-kan-stangas-efter-jul/) (110110番 | 国立参照)
- (51) SVT Nyheter: *Nya rådet: Barn ska stanna hemma om familjemedlem har covid-19 UPPDATERAD 3 DECEMBER 2020 PUBLICERAD I DECEMBER 2020.* ([https://www.svt.se/nyheter/inrikes/nya-rådet-barn-ska-stanna-hemma-om-familjemedlem-har-covid-19#belid=iwAR1YuUBkYn9aqVlOs4Pjs4e4WDt5ujph\\_5ic2SX\\_jUEf\\_2swkXIGWE](https://www.svt.se/nyheter/inrikes/nya-rådet-barn-ska-stanna-hemma-om-familjemedlem-har-covid-19#belid=iwAR1YuUBkYn9aqVlOs4Pjs4e4WDt5ujph_5ic2SX_jUEf_2swkXIGWE)) (110110番 | 国立参照)
- (52) ベトナムハノイは賃金決定ハベトマのみならず、職業教育や研修などにねじりも労使交渉、協約が重要視われてゐる。以下に詳しく述べる。トーレン「序章 第一節 北欧諸国の職業訓練をめぐる状況」「北欧の公共職業訓練制度と実態」資料シリーズ | ヤ六号(独立行政法人労働政策研究・研修機構、110112年) ([https://www.jil.go.jp/institute/sitory/2016/documents/0176\\_01.pdf](https://www.jil.go.jp/institute/sitory/2016/documents/0176_01.pdf)) (110110番 | 国立参照)

(53) 本稿であげた労働政策をも統括する公衆衛生省の国家疫学者 Anders Tegnell (アンドレッナル・テグネル) の信頼が、第一波最中でも六五%である。

Dagens Nyheter: *Förtroende för Tegnell i topp när smittan öka* UPDATERAD 2020-10-30 PUBLICERAD 2020-10-30 (<https://www.dn.se/sverige/fortroendet-för-tegnelli-topp-när-smittan-ökar/>) (110110番 | 国立参照)

(54) (わたくし もののか)